

税源移譲で市県民税が高くなつた
ぶん、所得税が減るということじゃ
が、ワシは退職して所得税がかか
つとらんが…



申告が 必要です！

申告期間 平成20年7月1(火)日～7月31日(木)

平成18年中と比べ、平成19年中の所得が大
きく下がり、所得税が課されなくなった人

税源移譲により、所得税率の
変更による税負担の軽減の
影響は受けず、市県民税率の
影響のみを受ける人について
は、既に納付済の平成19年度
分の市県民税から、税源移譲
により増額となつた市県民税
相当額を還付します。

問合せは
税務課
☎692116まで

後期高齢者医療保険料の徴収開始月及び通知書等発送月を確認してください

①7月に本徴収額の通知書を
送付します。
6月以降も受給年金から引き
落とされます。

②7月に通知書及び納付書を
送付します。
7月8月9月は納付書等で個
別納付し、10月以降は年金か
ら引き落とされます。ただし
年金額によって引き落としで
きない場合もあります。

③7月に通知書及び納付書を
お送りします。
7月から翌年2月まで納付書
等で個別納付となります。

④7月に通知書をお送りします。
10月より年金から引き落と
されます。ただし年金額によっ
て引き落としできない場合も
あります。

⑤7月に通知書をお送りします。
10月から翌年2月まで納付
書等で個別納付となります。
納付書は10月に送付しま
す。

判定開始

4月の受給年金から
保険料が引き落とさ
れている。

はい

介護保険料が年金
から引き落としされ
ている。

はい

いいえ

はい

3月末日まで国民健康
保険に加入していた。

いいえ

介護保険料が年金
から引き落としされ
ている。

はい

いいえ

はい

3月末日まで、国保以
外の会社の保険等の
被用者保険に加入し
ていた。

いいえ

本人

被扶養者

介護保険料が年金
から引き落としされ
ている。

はい

いいえ

※3月末日まで国民健康保険に加入してい
て、平成19年10月から平成20年3月の間に75歳の誕生
日を迎えた人は、②又は③になります。

後期高齢者医療制度の 保険料について

4月1日から新しい医療制度である後期高齢者医療制度が始まりました。75歳以上（65歳から74歳で一定の障害の状態にある人を含む）の人は、この新医療制度に加入することになります。この保険料の納付方法及び通知書等の送付時期について、ご確認ください。

問合せは 税務課 ☎692116まで